

■認定の対象者及び要件(次の要件をすべて満たす事業者)

要件1. 横浜市内に事業実態のある事業所があること。

要件2. 「指定業種*」を営んでおり、以下の仕入価格上昇要件を満たしていること。

*「指定業種」については、中小企業庁のウェブサイト (https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm) で確認して下さい。

■仕入価格上昇要件

認定申請者の類型	要件
営んでいる業種がすべて、「指定業種」の場合 →5号(口)①	1、原油等の最近1か月の平均仕入単価が前年同月比で20%以上上昇していること。 2、売上原価に対する原油等の仕入価格の割合が20%以上占めていること。 3、最近3か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。
主たる業種が、「指定業種」の場合 →5号(口)②	1、主たる業種及び企業全体それぞれについて、原油等の最近1か月の平均仕入単価が前年同月比で20%以上上昇していること。 2、主たる業種及び企業全体それぞれについて、売上原価に対する原油等の仕入価格の割合が20%以上占めていること。 3、主たる業種及び企業全体それぞれについて、最近3か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。
1つ以上、「指定業種」を営んでいる場合 →5号(口)③	1、指定業種に係る原油等の最近1か月の平均仕入単価が前年同月比で20%以上上昇していること。 2、企業全体の売上原価のうち、指定業種に係る原油等の仕入価格が20%以上占めていること。 3、指定業種の最近3か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、指定業種の前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。 4、企業全体の最近3か月の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合が、企業全体の前年同期の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合を上回っていること。

■認定申請に必要な提出書類

1. 横浜市内に、法人(個人)の事業実態が確認できる資料 法人の場合: 履歴事項全部証明書 ※3か月以内のもの(コピー可) 個人事業主の場合: 直近の青色申告決算書1ページ目(なければ、所得税確定申告書Bの第一表) ※上記書類で事業実態が確認できない場合は、ご相談ください。
2. 業種確認・比率計算書(横浜市指定様式)
3. 「月別売上申告書/月別仕入価格等申告書(横浜市指定様式)」 または、売上高、仕入原価及び原油等の仕入価格・数量が確認できる書類(最近3か月及び前年同期3か月)
4. 5号(口)認定申請書(認定書1通につき、申請書を2通提出)

※認定の取得は、一切の融資・保証を約束するものではありません。

※認定後、申請内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効になる場合があります。

横浜市経済局金融課

場 所: 横浜市中区本町6丁目50番地10 横浜市庁舎31階

電 話: 045-671-2592 FAX: 045-664-4867

受付時間: 平日 午前: 9時～11時 午後: 1時～4時(事前予約制)